

# クレイステネス改革

芝川 治

【要約】クレイステネス改革とは如何なるものであつたのだろうか。それは、通例、アテナイに民主政治を確立したものと見做されてゐる。しかし、それが何故に民主政治を確立する事になつたのか、これは容易に答え難い問題である。何故なら、クレイステネス改革には「民衆の支配」に直結するような要素は直ちには見当らないのだから。むしろそれは民主政治を事新たに齎したといふよりは、僭主政とか寡頭政に対抗して國家に公共性を回復しようとする試みであつた。それはギリシアのポリスの伝統に依拠しつつ、國家を一部の者の占有物と見るのではない。それを「公共の物」と考へるのである。ここでは、建前上、全市民が政治に參加出来る。クレイステネスが作り上げたのはこのような國制であつた。

史林 六〇卷五号 一九七七年九月

## 一

クレイステネス改革は、通例、アテナイ民主政治の出発点とされている。しかし、それは如何なる意味でそう言われるのか。それが政治的、社会的に「貴族」の勢力に打撃を与え、普通の民衆の地位を向上させるものであつたからと云うのだろうか。本章ではこの問題について論ずる。その際、クレイステネス改革の中核を為したところのデーモス——トリッテュス——ピューレーリ制を中心として述べる。先ずデーモスを取り上げ、次いでそれと関係の深いプラトリア、ピューレーリの順に検討し、然る後にそれらをクレイステネス改革の他の面と合わせて總括的に取り扱う。なおトリッテュスはデーモスとピューレーリとのつなぎの役しか果さないのので特に論ずる必要はない。

クレイステネスの部族制度の底辺には区<sup>デューモス</sup>があった。彼はアッティカのほぼ全域をおそらくは百数十の区に分ち、それらをそれぞれトリッテュスに、更には部族<sup>ヒメレー</sup>に帰属せしめた。以降、区は国家組織の最小単位として様々の行政に与り、市民権所持に関しても公的な基準となったものと思われる。

さて、国家機構の末端としての新しい区の制度は如何なる意味を有するだろうか。この点についてはほぼ意見の一致が見られるようである。以降、アテナイ市民は全員区民であり、区は純然たる地縁的結合として、生れや貧富の差なしに各人に平等な政治的権利を与えた。その意味で区制度は民主的性格を有する<sup>①</sup>ことであり、結局、それは古い氏族制的従属関係を打ち破ることになって、「貴族」の勢力に重大なる打撃を与えたことになる<sup>②</sup>のである。

区が国家組織の中に位置づけられた事はやはり大きな意味を持つものと言わねばならないだろう。確かに、区民としてのアテナイ人には法の下での平等は確保されたのだから。また、区はおそらく当初より相当広範な自治権を有する団体であった。区民は市民権の問題について審査し、評議員の選出に与り、その他多くの案件を自ら処理した。このような自治権の授与は区民の政治意識を高め、彼らの国家への帰属意識を強化する結果となったであろう。その意味で、区はデモクラティアのミクロコスモスである<sup>③</sup>という言い方はできる。

アテナイにはクレイステネス以前より、ナウクラリアと呼ばれる機構が存在した。これは地縁的な性格をも有し、区の前身をなしたとも言われる<sup>④</sup>。しかし、これは区の様によくが自然の集落に立脚したものとはいえないように、住民を有機的に統合するといったところは乏しかったようである。その点を改革し、住民一人一人を行政に関与させて国家の中へ組み込むといった役割を区は果たしたのであって、その点、クレイステネスのデーモス制度は大きな意義を有するものと考えなければならない。

ところで、区はクレイステネスが無から創造したものではない。元々、アッティカ農村部の小集落はデーモスと呼ばれており、クレイステネスは区制度創出にあたってそれらを尊重したようである。彼は既存の村落をそのまま区とした場合が多い<sup>⑥</sup>。アカルナイの如き大集落が一つの区とされている事はそれを裏付ける。従って、区を最小の単位として国家の制度の中に位置づけたといっても、それは旧来の状態の組織化ということであって、急激な変化を含むものでは決してない。自治権の授与にしたところで格別目新しいものではない。元々、農村部の集落は一定程度の自治権を有していた<sup>⑦</sup>から。

また、村落の内部構成についてはクレイステネスは一切手を加えていない。従来よりそこに存在した社会的諸関係はそのまま引き継がれている。アテナイ市民がデーモス制の下で法の下の平等を保証されたといっても、それは社会的平準化とか、旧来の社会構造の破壊とかを意味するものではない。クレイステネスのデーモス制は前代からの継続として把えらるべき面が多いのである。この、前代からの社会構造の継承という点は、クレイステネス改革に際してプラトリアがそのまま存続させられた事からも裏付けられる。

## 2

「兄弟団」と訳されるプラトリアは前古典期のアテナイに於いては国家社会の重要な構成要素だったであろう。このようなプラトリアは、クレイステネス改革に際して、氏族と共に、直接手を触れられてはいないようである<sup>⑧</sup>。従って、改革後もプラトリアはそのままの形で、重要な要素として存続したと考えられることになるだろう。ただ、クレイステネスのデーモス制度はプラトリアと機能の面で重なるところがある。例えば市民権の問題。クレイステネス以前に於いてプラトリアが市民権を管掌していたものとするならば、改革によって区が市民権の公的な基準となったために、プラトリアはその点に関し重要性を失ったことになる。他の面でもそれは区によって主要な機能を取って代られたかもしれない。クレイ

ステネスはプラトリアを改変する事はなかったが、区をそれに並置する事によって間接的にその地位低下を計ったという主張<sup>⑩</sup>の生れてくる所以である。実際、古典期に於けるプラトリアの地位低下を説く人もかなりいる。それは、以降、遺制として存続するに過ぎなくなつたといふのである。

ここで古典期のプラトリアを一瞥するに、それは重要な社会的存在として機能し続けた。その事は法廷弁論に於いて頻繁にプラトリアが出現する事だけでも十分に明瞭となる。デーモス制度は、別段、プラトリアを排除するものではない。むしろ両者は相互補完的である。市民権認定に関して、区への登録はいわば公法上の権利の確証であり、他方、プラトリアへの登録はいわば民法上の権利の確証であつたと言われるように、両者は共に密接不可分の関係にあつた。区とプラトリアとは両者相俟つて市民権登録その他の問題に重要な役割を果し続けたのである。従つて、クレイステネス改革はプラトリアの地位低下を来すようなものではなかつたと考えざるを得ない。クレイステネスには、氏族と共にプラトリアを敵視するところは全くない。これはクレイステネス改革を考える上で興味深い事実である。

### 3

次に部族の改編。クレイステネスは従来の四部族に対して新たに十部族を設け、これを国制の柱とした。この新部族の作り方は極めて特異なものであつて他に類例を見ない。即ち、クレイステネスはアッティカを市部、沿岸部、内地部の三つに分け、そのそれぞれを十個に区分してトリッテュスとなした。然る後に、市部、沿岸部、内地部の三地域からそれぞれ一つずつトリッテュスを取り出し、それを組み合わせて部族とした。このようにして新しい部族が十個出来上つたのである、各十部族はそれぞれの中に市部、沿岸部、内地部を含むことになつた。

これは極めて人工的で特異な方法である。この特異性はクレイステネスの部族制、或いはもつと大きく言つて、彼の改革全体を考える上で重要な鍵を提供する。クレイステネス改革について議論する者は必ずこの問題を吟味して、とにかく

納得が出来、かつ改革の他の側面の理解と整合的な解釈を見出さなければならぬ。クレイステネスがこのような部族制改編をなした理由は奈辺に求めらるべきなのか。

クレイステネスの新部族制検討に際して、その先行形態との比較は有用な分析視角を提供するものと考えられるだろう。アテナイの旧部族は四、そのそれぞれが三つのトリッテュス若しくはプラトリアに、また十二のナウクラリアに分れていたとされる。<sup>⑤</sup>この旧部族は氏族制的存在であり、そこでは「貴族」が有力な地位を占めていたなどとも言われるが、その実態について詳細は無論不明である。従って、旧四部族を検討して、そこからクレイステネスの部族制度改編を説明しようとした試みは僅かしかない。

その少数の試みの一つとして、先ずヴェストのものがある。<sup>⑥</sup>ヴェストによれば前古典期のアテナイには三つの身分が存在した。Eupatidai, Geomoroí, Demionurgoi<sup>⑦</sup>である。他方、旧四部族及び旧トリッテュスは身分制的機構であって、各部族に於いて三身分のそれぞれが一つずつのトリッテュスに分れていたということである。次に、このような身分制的部族制はクレイステネス改革の時まで重要な存在として機能し続けたとする。クレイステネスがこれを新部族制に置き換える事によって初めてこの身分制は破壊される事になったとされるのである。ここで彼は『アテナイ人の国制』二一章の二と三を持ち出す。クレイステネスが「大衆を混合」(二二、三)し、「以前より多数の人が参政権に与り得るように」(二二、二)したのはそのように身分制的部族制を破壊することによってであった。そして、以前、部族に於いて従属的な地位を占めていたゲオームロイやデーミウールゴイのために「部族の区別をせぬように」(二二、二)と言われたとの事である。多くの問題を含む『アテナイ人の国制』二一の二と三はこのように明快に説明されてしまうのである。<sup>⑧</sup>

これは大胆不敵ともいふべき説であるが、それはまたクレイステネスの部族制改革について明快な説明を与える事を可能にする。即ち、クレイステネス改革の中心をなすのは部族制改編である——部族制改編は旧身分制の破壊である——かくしてすべての市民は平等となり、ここに民主政が実現したという具合になってくる。論理的に首尾一貫した説明を与え

る事が出来る。

しかしヴェュストの考えはやはり無理であろう。後にも述べるように、アテナイにかつてエウパトリダイ、ゲオールゴイ（ゲオームロイ）、デーミウールゴイなる三つの身分が存在した事は確かであろうが、それと旧部族、旧トリッテュスを結び付けるのは無理だろう。かつまた『アテナイ人の国制』二一章二、三の解釈も強引に過ぎよう。何よりもそれは前に述べた新部族形成の特異性を説明しない。

旧四部族に着目した見解としてはもう一つキーナストのものがある。キーナストによれば旧四部族はそれぞれ地域的に分れて住んでいた。この事が例の「平地党」、「海岸党」、「山地党」という地域的対立関係と重なり合い、それを増幅させる結果となっていた。ペイストラトスが党派対立の中で権力を握りそれを維持したのはこのような部族を権力基盤とすることによってであったし、また僭主政倒壊後の権力闘争の中でイサゴラスがクレイステネスに対して勝利を納めたのも同じ理由に基づくことである。それに対してクレイステネスは反対派からその権力基盤を奪うために、この四部族に代えて新十部族を設定することになったというのである。そして、それはまた地域的対立を克服することにもなったというわけである。

この説はクレイステネスの部族制改革を当時の政治情勢の中から一応巧妙に説明している。新部族の形成も理解出来る。しかし、そこにも余りにも問題が多い。とりわけ、旧四部族の地域的居住をめぐる議論には到底賛意を表するわけにはいかない。<sup>②</sup>

以上、クレイステネスの部族制改革を旧四部族との関連で説明しようとする試みはすべて失敗に終わっている。旧部族については判らない部分が余りにも多いのである。であるから、例えばブーズルトが「氏族制の原理に基いて貴族が支配権を握っていた旧部族を政治的に無力にする事によって、クレイステネスは民主政治への道を拓いた。」<sup>②</sup>という意味の事を言う場合、それは史料的に根拠を欠く事になる。旧部族に於いて「貴族」が支配権を握っていた事を論証するのは困難で

あるし、また旧部族が氏族制的な存在であったと簡単に断定するわけにもいかないのである。旧四部族はかなり地縁的かつ行政機構的な性格が強くなっているようであるから<sup>②</sup>。

結局、クレイステネスの部族制改革を論ずる際、旧四部族との関連を追求する事は断念して、専ら新部族にのみ着目して考えていくべきである。新十部族については何と云っても前述のその特異性が人目を惹く。クレイステネスによって実に技巧的に作られた新部族であるが、これは実用上の不便を伴ったであろう。概して新部族はそれぞれ遠く離れた地域を包含したため、別々の遠い所に住む人々が行政上、軍事上の用件のために一つに集らなければならなかったのだから。実用上の不便を犯してまでもこのような部族が作られたのは何故か。

この問題についても様々の説はあるが、結局それはアテナイの統合の強化を計るためのものであったと考えるしかないだろう。アッティカの市部や沿岸地方、或いは内陸部の人々が一つの部族に共に集り、同じ連隊で共に戦ったのである。これによってポリス成員の共属感情が強まり、一体感を増すことになったであろう。それは地域的対立の芽を摘み取り、人々のポリスへの帰属意識を高めたであろう。

新部族制をこのように考える場合、確かにそれは人々を「混淆<sup>③</sup>」する役割は果たしたであろう。しかしそれは別々の地域に住む様々な人々、農民や都市の労働者、牧夫や漁民、地主等をつなぎ合わせるという意味での「混淆」である。様々の階層に属する人々を、単一化された一つの階層に平準化してしまうものではない。区及びプラトリアに関して見たと同じく、部族制改革に於いてもクレイステネスは旧来のアッティカの社会構造には何ら手を触れていないのである。

## 4

以上、クレイステネス改革の骨子たるデーモス——トリッテュス——ピュレーー制に関して、それがアテナイの社会構造、統治構造に变革を迫るものでない事が明らかとなった。同じ事はクレイステネス改革の他の面についても言えるだろ

う。旧来の四百人評議会に代えて設置された五百人評議会や、新設のオストラキスモスの制度についても事情は同じであるし、民会や裁判所にも目立った変更は加えられていないようである。また、ペンタコシオメディムノイ、ヒッペイス、ゼウギータイ、テーテスという財産別四階級はそのまま残されている。アルコンの被選挙資格にも変更はないようである。総じて言うと、クレイステネス改革とは過激なものでは全くなく、既存の統治構造の変革は目指されていない。そこに、一つの階層としての「貴族」の勢力抑制を見ようとする試みは一切の根拠を失う。

しかしこれはどういふことだろうか。これではクレイステネスの国制は貴族政ということになってしまふのではなからうか。クレイステネス以前のアッティカ社会に於いて貴族の支配が貫徹していたとするならば、クレイステネスはそれをそのまま温存したことになるのだから。その場合、それはヘロドトスやアリストテレスの証言と矛盾してしまふのではないか。「クレイステネスは民主政治を確立した」とか、「クレイステネス改革の結果、国制はソロンのもれよりも遙かに民主的となった。」といった事は言えなくなってしまうのではないか。これは一つのアポリアである。これを脱するには多少目を転じて、クレイステネス以前のアッティカ社会を見なければならぬ。

- ① „Sie (=die Einteilung in Demeu) verleh allen Mitglidern der Gemeindeverbände ohne Rücksicht auf die Geburt bürgerliche Gleichberechtigung. Darin lag der demokratische Charakter der Gemeindeordnung.“ G. Busolt, *Griechische Staatskunde* I, München 1920, 264.
- ② „Als lokale Selbstverwaltungseinheiten mit genau definierten Funktionen mußten sie (=die Demeu) die alten gentilischen Abhängigkeitsverhältnisse durchkreuzen.“ J. Martin, *Von Kleisthenes zu Ephialtes*, *Clio* 4, 1974, 13.
- ③ C. Hignett, *A History of the Athenian Constitution to the End of the Fifth Century* B. C., Oxford 1952, 142.
- ④ *Att. Pol.* 21. 5. τὰ μὲν τὰ πρὸ τούτου τὰ H. Hommel *Naukratia*, *Naukraros*, *RE* XVII 2, 1935, 1938-1952; Hignett *op. cit.*, 67-74.
- ⑤ *Hdt.* I, 60, 4-5; I, 62, 1. など。
- ⑥ Hignett, *op. cit.*, 135-136. 全訳書『Kleisthenes 改革 ydemos』、『史林』四六卷一号、一九六三年一月、一三三—一三四頁。但し、市部に於いては、農村部に見られるような自然的集落は勿論存在せず、区への配分は人為的に行われたであらう。
- ⑦ *Thuk.* II, 16, 1.
- ⑧ *Att. Pol.* 21, 6, 24-27. トリスティアノス『政變論』1319 b 19-27. 一見、この市部を「4」の記述が「H. T. Wade-Gery, *The Laws of Kleisthenes*, *CQ* 27, 1933, 26-27. 25『政變論』のトリスティアノ



クレイステネス以前のアッティカ社会とは如何なるものであったのか。そこでは「貴族」の支配が強固に根を下していたのだろうか。これに關して第一に問題となるのは身分制である。前にも少し触れたが、前古典期のアテナイには一応身分制は存在したようである。そこにはエウパトリダイ、ゲオールゴイ、デーミウールゴイという三つの身分があったのだろう。これはプルタルコスによると、伝説的な王テセウスがアッティカのシュノイキスモスの際に定めたものである。その際、エウパトリダイには神事についての知識をもつ事とか、聖俗両方面についての解説役 (*ἑκαστά*) たる事などが定められた、とされる。プルタルコスのこの記事には問題が多く、その取り扱いには慎重を要する。ただ、プルタルコスに拠った場合、エウパトリダイの権限が大きなものではなかった事だけは確実である。何故ならば、テセウスはエウパトリダイに上述の権限を与える事によって、他の市民といわば対等 *ἰσότητι* にしたとされる。また、同時にテセウスはシュノイキスモスの際、平等を条件として *ἐπιτολιονισίον* すべての人を呼び集めたと言われているから。更にはこの時、テセウスは独裁政を廃して民主政治を定めたとまで言われているのである。

このように、エウパトリダイとは他から隔絶した一つの閉鎖的身分ではなく、他の二つの身分といわば対等であり、民主政治の原理と背馳するものではなかった。アテナイの三身分制というのは曖昧なものなのだ。ゲオールゴイとデーミウールゴイについてはその身分が定義すらされていない。また *ἐπιτολιονισίον* という語、単数形は *ἐπιτολιονισίον* であるが、これは本来「生れの高貴さ」を表わす語であって、極く普通に非術語的に使われる事も多い。

所謂貴族制国家の構造を論ずる際、避けて通れないのはプラトリアである。前に、クレイステネスはプラトリアをそのままの形で存続させたと述べたが、そのようなプラトリアとは如何なるものであったのか。その内部構成を考えてみなければならぬ。

プラトリアの内部構成に関する史料は限られている。「デーモテイオーニダイ碑文」(TG. II<sup>2</sup> 1237) と若干の法廷弁論その他であって、いずれも四世紀に入ってからのものである。これらの史料からこの問題を最も首尾一貫して論じたのがアンドルーズ<sup>⑥</sup>である。彼によると、プラトリアでは特権的小集団たる氏族<sup>ゲノス</sup>がそれ自体として重要な役割を演じた。古典期のプラトリアに見られるゲノスの特権とは、本来、貴族政時代の名残りである。貴族政時代に於いては貴族がゲノスに組織され、平民が保護を求めてその下に集まった。そのようにして形成されたのがプラトリアである、というわけである。このようにアンドルーズは、プラトリアを「貴族」に一つの支配機構と見ているのである。そしてこれは、今日、学界の支配的見解となっていると言つてよい。

さて、このような説であるが、これは如何なるものであろうか。ここで詳しく論じるわけにはいかないが、そこにはかなりの難点がある。プラトリアを構成する様々のメンバーの中、ゲノスの成員たるゲンネータイが一種独自の地位を占めるのは確かである。しかしそれを、所謂貴族政時代に「貴族」の有していた「特権」の如きものと見做すのは行き過ぎである。氏族員<sup>ゲンネータイ</sup>の有していたのは宗教的権威の他は精神的尊敬を多く出るものではなかったのではないか。

以上、ゲノスが特権的小集団としてそれ自体プラトリア内で重要な役割を演じた、とする説に左袒するわけにはいかない。しかし、それは所詮古典期の話である。前古典期に於いてはどうだったのか。クレイステネスの直面したプラトリアとは如何なるものだったのか。この点については史料制約<sup>⑧</sup>のため、プラトリアそれ自体から論ずる事は出来ない。そこ

で、少し角度を変えて、プラトリアと密接な関係を有したとされるゲノス及びゲンネータイに焦点を当てる事にしよう。

『アテナイ人の国制』の初めの散佚した部分の断片(Fr. 3. O. C. T. Schol. in Plat. Axioch. 371 d s. v. *γενεῖς*)には次の様に記されている。「アテナイにおいては人口全体が農民と職人<sup>ゲキルゴイ デミウラーセイ</sup>とに分れ、彼らは四つの部族を形成していた。各部族は三部に分れ、これはトリッテュスとかプラトリアとか呼ばれ、これらには三十の氏族<sup>ゲノス</sup>があり、各氏族は三十人から構成された。このような氏族の構成員を氏族員と呼ぶ。」

これは悠遠の昔のアテナイについて述べた部分であるが、ここではアテナイの人口全体がゲノスに所属した事になっている。ただし、この記事の歴史性は一般には疑われている。何故なら、それは数学的に整然とし過ぎており、しかも一年の運行との類比が余りにも顕著であるから。<sup>⑤</sup>しかしそれでもなお、アテナイにはかつて人口全体が氏族員であった時代が存在したと、アリストテレスが考えた事だけは確かである。

また同時に、ここではゲンネータイがゲオルゴイとデーミウールゴイの二つの身分に分れていた事になっている。今、かりにこの記事を「テセウス」以前の、いわば「イオン」の頃のアテナイを指すものとするならば、そこには二つの身分しか存在しなかったということである。その後、テセウスが新たにエウパトリダイを区別し、ここに既述の三身分制が成立した事になる。<sup>⑥</sup>この時点に於いて、イオン時代のゲンネータイの中にはエウパトリダイとなされた者もいるし、或いは元のままゲオルゴイやデーミウールゴイとしてとどまった者もいるということである。つまり、時に行われるように、ゲンネータイとエウパトリダイとを等置すべきではない。ゲンネータイとはエウパトリダイよりも更に一層幅の広い曖昧な概念だったのである。

ゲノスの名は相当数が知られている。その数は約六十<sup>⑦</sup>。我々に名の知られていないものを加えると、ゲノスは全部で百個近く存在したものであろうか。かなり大きな数字である。ゲンネータイの数もそれに応じて大きなものであつたらう。

或る計算<sup>⑩</sup>によるとゲンネータイの総数は一万人程度、古典期人口の約四分の一にも上っている。このように多数に上るゲンネータイは他から隔絶された特権階級ではありえない。ゲンネータイの中には政治的に活躍した人もいるし、全く無名のままで終わった人もいる。富裕な人もいたし、貧乏で社会的に無力だった人もいる<sup>⑪</sup>。この事情は古典期は勿論、前古典期に於いても変わらない。プラトリアの中核に位置したとされるゲノス、ゲンネータイとはこのようなものだったのである。

プラトリアとは社会的に重要な組織だった。そこには援助、庇護関係が存在したのである。その結果、有力者が影響力を及ぼす場合も少なくなかったであろう。ただ、それを、「貴族」がゲノスに組織され平民がその下に従属した、と表現するのは明らかに行き過ぎである。プラトリアとは、当初より、「貴族」にとっての権力行使の手段ではなかったのである。

## 3

以上、三身分制、プラトリア並びにゲノスについて簡単に考察した。そこで明らかとなったのは、前古典期のアテナイには強力な貴族支配なるものが存在しなかった事である。その事は、また幾つかの政治的事件からも証される。

キュロンのクーデタ(六三六若しくは六三二年)。キュロン一派が僭主政樹立を目論んでアクロポリスを占拠した時、アテナイ市民は村落から総出で(*trachynai*)その討伐に向かったと言われている<sup>⑫</sup>。これは普通の市民の政治への関与を示すものである。そのすぐ後の部分では、当時は九人のアルコンが大部分の政務を執行していたと記されているが、それは日常的業務の事を言っているのである。普通の市民は平常時にはアルコンに政務を任せていたが、一旦事ある場合には政治に参加し、自らの責任で事に当った。主権は市民全体がこれを有したのである。

ペイストラトスによる権力掌握(五六一〇年)。ソロン改革後の混乱の中で「ペイストラトスは自ら身体を傷つけ、反対派によりこのような目にあつたと称して民衆を説き伏せ、アリストイオンの動議により自分に身体の護衛を与えさせ

た。」<sup>⑮</sup>と言われる。ペイシストラトスは民会にて人々を煽動し、その支持によって権力掌握への道を確保したのである。民会に集まってきた民衆の意向が決定的な重みを持つていたことがわかる。

例はこの二つに尽きるものではない。ソロン改革時の情勢やその後の三党派鼎立関係も、やはり自由な市民、自らの意志で政治に参与し得る多量の市民の存在を想定しないことには理解し難い。当り前の事だが、そこにも有力者が存在しかなりの影響力を持っていた。平常時には一般市民は自らの生業に勤しみ、政治の仕事は名門出身の有力者に委ねたことであろう。しかし有力者といえども、民衆の隅々にまで統制を及ぼす事は出来なかつた。一旦事ある場合には民衆が自ら立って主権を行使した。普通の市民でもその気になりさえすれば（もともと簡単にはその気にならなかつたであろうが）政治に参加してそれを動かしていく事ができたのである。このような政治の在り方は古典期のそれから遠く隔つたものではない。<sup>⑯</sup>

そもそも一般にギリシアのポリス、とりわけアテナイでは、政治権力とは一種の開かれた構造を有していた。ここでは、政治権力とは普通の市民にとつても遠く隔つたものではない。特権を有する閉鎖的統治者集団は成立していない。<sup>⑰</sup> エウパトリダイといつても他から隔絶した存在ではなく、それは「貴族」の名に値しないとつてよいだろう。そこには官冠も存在しないのである。財産による区別にしたところでその差違は小さい。ペンタコシオメディムノイやヒッペイスとゼウギータイ、テーテスとの差は驚くほど小さい。であるからして、アテナイ史の場合「貴族の時代」なるものを想定しない方がよいだろう。前古典期のアテナイとは、それ自身の間で比較的較差の少ない市民より成る国家であつた。それは社会的に見た場合、平等の色彩の濃いものであつた。普通考えられているよりも等質的なのである。エウリピデス（『救いを求める女達』）、イソクラテス（『パナテナイコス』）、偽デモステネス（『ネアイラ弾劾』）その他が「貴族政」の時代を置かずに、王政に直接、民主政を接続せしめている所以である。<sup>⑱</sup>

クレイステネスの頃のアテナイとはこのようなものであつた。従つて、クレイステネスが急激な改革を一切行わず、ま

た、プラトリアや氏族をそのまま残したとしても、それは貴族支配体制をそのまま持ち越したということではない。敢えて言うならば、彼は前代からの民主政的国家を受け継いだのである。そう考える事によってのみ、本論文第一章の考察とヘロドトス、アリストテレスの証言が矛盾を来さないことになる。しかし、この点に関してはもう少し説明が必要であろう。以上の考察ではクレイステネス改革はようやく輪郭を臚げに現わしたに過ぎない。それを精密に考究する必要がある。クレイステネス改革のもつ積極的な面を取り出し、何故にかかる改革が行われたかを明らかにしなければならぬ。そのためには当時の状況を見ていく必要がある。次章では、僭主政倒壊よりクレイステネス改革に至る数年間の政治情勢を検討する中で、クレイステネス改革の意味を考えていくことにしよう。

- ① *Thesaurus* 25, 1-2.
- ② 差上清 N. G. L. Hammond, *Land and Society in the Athens of Solon, Studies in Greek History*, Oxford 1973, 107 n. 4.
- ③ *Plut. Thesaurus* 25, 1-2, 更じ *ibid.* 24, 2 及び *Ath. Pol.* Eptotoma Heraclicus 1.
- ④ 僭主政の創始者としてのチャヤクジのプラテ E. Ruschenbusch, *HATPIOX HOΛITELIA. Historia* 7, 1958, 408-418.
- ⑤ Hammond, *op. cit.*, 108 et Wade-Gery, *CQ* 25, 83-84; Sealey, *op. cit.*, 179-180.
- ⑥ A. Andrewes, *Philochoros on Phratres*, *JHS* 81, 1961, 1-15.
- ⑦ プラトリア並びにゲノス、及び所謂貴族政國家の構造については別に一文を草する。詳しい論証はそちらに譲る。
- ⑧ 前古典期のプラトリアについては、コロソスの断片 (Jacoby, 328 F. 35a) が利用されることもあるが、この断片には年代、内容に関して余りにも問題が多い。
- ⑨ Latte, *Phratric*, 748; P. Lévêque et P. Vidal-Naquet, *Cité antique d'Athènes*, Paris 1973, 145 など。逆じりの記事の歴史性を擁護するのせ D. P. Costello, *Notes on the Athenian FENH*, *JHS* 58, 1938, 171-179; Hammond, *op. cit.*, 105-115, 136-144.
- ⑩ 本論文の「ローグ」 Wade-Gery, *CQ* 25, 1-6.
- ⑪ I. Toepffer, *Attische Genealogie*, Berlin 1889, 五八個著すべし。
- ⑫ W. R. Connor, *The New Politicians of Fifth-Century Athens*, Princeton 1971, 12, n. 12.
- ⑬ 貧乏民と貴族との例えは [Dem.] LIX, 50, 一般に「我々にその活躍の全く知られていないゲンネターイが如何に多いか考えてみよ」。
- ⑭ *Thuk.* I, 126.
- ⑮ *Ath. Pol.* 14, 1 また *Hdt.* I, 59, 4-5.
- ⑯ 拙稿「ロビアルテス」『史林』五六卷六号、一九七三年十一月、一八一—一九二頁。
- ⑰ 拙稿「四八〇年代のアテナイ」『西洋史学』一〇〇号、昭和五十一年三月、七一—八二頁。
- ⑱ 取り敢えずは Ruschenbusch, *loc. cit.*

アテナイにてヒッピアスの僭主政が倒れたのは五一〇年、王クレオメネスを筆頭とするスパルタ軍の援助の賜であった。この時点で有力であったのはクレイステネスとイサゴラスとの二人であるが、両者の間に党争が起り、イサゴラスが勝利した<sup>①</sup>。敗れたクレイステネスとしては、今度は民衆を味方に引き入れようとした。巧みに民衆を自派に惹き付けたクレイステネスは忽ち優位に立った。驚いたイサゴラスはクレオメネスに援助を乞うた。クレイステネスはアテナイを退去し、少数の兵力を率いて来援したクレオメネスはクレイステネスに近い七百家族を追放し、然る後、評議会を解散してイサゴラス派の三百人に政権を委ねようとした。然るに、評議会がこれに反対し大衆もこれに同調したため、結局クレオメネスは屈服してアテナイより撤退した。そこでクレイステネス以下の亡命者は呼び返されたということである<sup>②</sup>。

以上が僭主放逐後数年間のアテナイの政治情勢である。ここでは二つの政治的グループが形成され、主導権争いをしていった。これは何を争点とした、如何なる種類の党派争いだったのか。

これに関して注目されるのは、この争いに於いて局面が急転回していることである。当初のイサゴラス派優位からクレイステネス派優勢へと変っている。その理由は何か。クレイステネスが民衆を味方に付けたからである。これが有名なクレイステネスの「変身」である。これは一八〇度の転換と見做される事がある。アルクメオニダイというアテナイ最高の名門に生れたクレイステネスは当初は民衆を「歯牙にもかけなかった」とまで言われるが、イサゴラス派との対立抗争に敗れる事によって初めて民衆に目を向けるようになった。ここに於いて、クレイステネスは「貴族の政治」より「民衆の政治」に転向し、民衆との同盟の下に改革を遂行したというわけである。

しかし、クレイステネスの「変身」は余り強調すべきではない。ヘロドトスの表現には誇張があるし、また、民衆を味方に付ける事はアテナイ史に於いて何ら珍しい事ではないのだから<sup>③</sup>。貴族主義者が突然、民主主義者になったというもの

ではないのだ。

ただ、それにしても問題になるのは、クレイステネスが如何なる方策を用いて民衆を味方に付けたか、である。アルクメオン一族が、かつてレイプシュドリオンに城砦を築いて僭主に抵抗した時には、アテナイ人一般の強い支持は受けられなかった<sup>④</sup>。また、僭主政倒壊にあたっても、アテナイ民衆は第一義的役割は果していない。やはり、スペルタ軍の力が主となっている。クレイステネス派とイサゴラス派との党争に於いても、初めのうちは民衆は積極的には参加していないようである。ところが、このような民衆が或る時点（五〇八年春か）を境にして急にクレイステネスの熱烈な支持者となつてくる。そのために、イサゴラスが慌ててクレオメネスを再び招くという挙に出たぐらいである。また、クレオメネスの来寇を迎えてからも、クレイステネスが国外に退去していたにも拘らず、彼を支持して、クレオメネスやイサゴラスと闘っている。かようなる変化は如何にして生じたのか。これは一つの謎であり、クレイステネス改革を解明する上で鍵を提供するものである。

この問題についても様々の解答が考えられる。クレイステネスが民主化の方向に沿って広汎な改革を約束し、それによつて民衆の支持を獲得した、とするのも一つの解答である。長い間貴族政の下で圧迫されてきた民衆が、ソロンの改革やペイシストラトス一族の僭主政を経て徐々に成長し、ようやく五〇八年頃に到つて政治的に自立するようになり、自らの手による支配を求めるようになった。このように、民主政治なる政体を求めるようになった人々の要求にクレイステネスは適切に応じた。従つて彼は民衆の支持を得た、というわけである<sup>⑤</sup>。

しかしこの説明は問題である。何故なら、既に見た様に、クレイステネス改革とは「民衆による支配」を新たに齎せようとするものではなかったのだから。それは統治構造の変革を目指すものではなかった。その上、この説明は民衆の意識というものを誤認している。「民衆による支配」といった理念を事新たに持ち出したところで、普通の人はそれに耳を貸したりするものではない。民衆というものは「自分達が仕事をするのを妨げられたり、何かを奪われたりしない限りは」な

かなか動き出さないうものなのだ。<sup>⑨</sup> 別段、クレイステネスが民主主義の抽象的な理念を高唱して、それが民衆を惹き付けたというわけではないのである。

市民権賦与。クレイステネスが在留外人に市民権賦与を約束して彼らの支持を獲得し、それを権力を掌握し改革を遂行する上での一つの基盤とした、とする考え方が<sup>⑩</sup>ある。周知の様に、所謂市民権賦与については、それが実際に行われたかどうかをめぐって論争がある。<sup>⑪</sup> ここでは複雑な論争史には立ち入らないことにして、結論的にのみ述べると、クレイステネスの「市民権賦与」が政治情勢急変の理由となったとは考えられない。何故ならば、それが実際に行われたとした場合、大規模なものだったとは決して考えられないのだから。<sup>⑫</sup> 情勢を動かすに足る程多くの市民が新たに誕生したのではないのである。この点はポリスの封鎖性というものを考えた場合、逆に解釈すべきかもしれない。クレイステネスが市民権賦与を約束した場合、それを約束された人々の支持は獲得できても、一般市民からの反発は大きく、却ってそれは政治的に負の効果をもつのではないか。クレイステネスほどの俊敏な政治家はそのような愚策は講じないであろう。

さすればクレイステネスは物質的利益の約束でもしたのであろうか。ルイスは土地の配分を示唆している。土地を求める民衆の声にクレイステネスは応え、それによって彼らの支持を得たということである。確かに、カルキスの良質の土地が四千のアテナイ人に与えられたという例<sup>⑬</sup>はある。しかし、これは改革の後<sup>⑭</sup>、アテナイ軍がポイオティア軍、カルキス軍を破ってから行われた事である。クレイステネスが土地分配を主張して大衆を熱狂させたと示唆するような史料は全く存在しない。

クレイステネスの人気の秘密について最も立ち入って論じているのはオストワルド<sup>⑮</sup>である。それによると、自治共同体としてのデーモス制の施行がクレイステネスの成功の一つの理由である。しかしそれだけでは大衆の熱狂を説明するものとしては弱い。そこで、オストワルドは isonomia なる理念を持ち出す。彼によると、クレイステネス改革は文字通りの意味での「民衆の支配」の実現を目指したものではない。それは「貴族」をそれ自体として排除するのではなく、各人

に出発点に於ける平等を保証しただけのものである。それは国民を区や部族に組織することにより、全国民に同等の政治的権利を与えようとするものであった。それには「万民同権」というスローガンが相応しい。このイソノミアという理念を高唱することによって、クレイステネスは人々の熱狂的支持を得たのである。オストワルドの説は凡そこのようなものである。

クレイステネス改革の全体的評価についてのオストワルドの説は傾聴に値する。クレイステネスが「イソノミア」なるスローガンを使用した事も当然考えられる。しかし、それだけで大衆を惹き付けることになったのだろうか。オストワルドの説では、結局、高遠な理念に一般民衆が熱狂した事になってしまう。普通の市民の意識にもう少し密着した説明を、歴史的経緯を交えつつ、試みねばならない。

ここで、少しく見方を変えてみたならば如何であろうか。クレイステネスの反対派の側に目を移すのである。

クレオメネスは再度の来寇時に、イサゴラス派の三百名に政権を委ねようとしたと言われる。寡頭政治の樹立を目指したのである。イサゴラスはそれ以前からクレオメネスと親密な間柄にあり、その後援を受けていたものであろう。そして、他のポリリスに寡頭政を樹立するのはスパルタにとって一種の国是であった。従って、当然、イサゴラスはクレオメネスの再度の来寇以前より寡頭政樹立を目論んでいたのであろう。これが徐々に具体的形姿を取るに至っていたのであろう。

これより以前のアテナイでは、それが所謂貴族政であろうと寡頭政であろうと厳格な少数政治は存在しなかった。ペインストラトス一族の僭主政も、最後の数年間を除いて、そのようなものではなかった事は言うまでもない。既に示した様に、アテナイ社会とは比較的等質的なものであって市民間の較差は小さく、厳格な少数政治を存立させるような条件はなかった。そこへイサゴラスが新たに寡頭政を打ち樹てようとしたのである。これはアテナイにとって異質な要素を持ち込む事であり、その体制を根柢から覆えすものとなる。一般民衆は既得権を奪われる事になる。ここにおいて、一般の民衆も初めて危機意識を抱くようになったのである。民衆とは「何かを奪い取られる時に初めて動き出すものなのだ。」<sup>⑭</sup>

クレイステネスも当然、イサゴラス派のそのような動きに危惧を感じたであろう。そのような彼は民衆の中に現われた動揺を素早く見抜き、民衆へのキャンペーンを始めた。不穏な空気の醸成される中で、彼はイサゴラス一派を寡頭政権樹立を企むものとして激しく攻撃したのである。甚だしい場合には、イサゴラスを僭主の地位を狙う者として非難攻撃することになったであろう。② クレイステネス自身の立場としては、従前からのアテナイの体制を守ろうと主張することになったであろう。いわば父祖伝来の国制の擁護を唱えたのである。それが民衆の気持にアピールしたのである。その際、モデルとして考えられたのは、当然、ソロンの国制であったろう。改革者クレイステネスの立場は実は保守的だったのである。かくして優位に立ったクレイステネスは改革案を提出し、騒然たる雰囲気の下、民会を通過させた。③ 彼の改革案そのものは決して派手な面を含まないけれども、それは彼の立場を象徴的に示すものとして一般に支持されたのだろう。非勢に立ったイサゴラスがクレオメネスを再び招くという絶望的行動に出た時、クレイステネスはアテナイを退去したが、イサゴラスの決定的敗北と共にアテナイに戻った。それから暫時を経て改革案は実施されたのである。

- ① イサゴラスのアルコン選任を彼の勝利の政治的表現と考えるならば、イサゴラス勝利の時期は五〇八年春となる。クロノロジーには問題が多いが、差し当り Wade-Gery, *CQ* 27, 24-25; T. J. Cadoux, *The Athenian Archons from Kiron to Hysichides*, *JHS* 68, 1948, 115 n. 249; D. W. Knight, *Some Studies in Athenian Politics in the Fifth Century B. C.*, *Historia, Einzelschriften* 13, Wiesbaden 1970, 15-24.
- ② 四百人の評議会であらう。
- ③ 以上 *Hdt.* V. 62-73; *Ath. Pol.* 20, 17-19.
- ④ *Hdt.* V. 69, 2. (松平千秋訳)
- ⑤ 後述。本章註②。
- ⑥ イサゴラス派とクレイステネス派との抗争の初期段階は「貴族の対

立」と見られる事が多い。僭主政開始以前の三党派対立関係が形を変えて再燃したというのである。しかしそれが再燃したというならば、そのようなものは「貴族の対立」ではありえない。本論文一四ページ。イサゴラス、クレイステネスは共に名門出身の有力者。共に地縁、血縁等々の所謂 *philia* を有していた。このような有力者同士の対立は古典期にも通例見受けられるところである。イサゴラスが先ず勝利を納めたのは *philia* に於いて勝っていたことであろうし、また何より *isobaluta* の後援 (*Hdt.* V. 70, 1) が与って力があつたのだろう。他方、敗れたクレイステネスとしては民衆に着目し、これを味方にするしかない。かくして彼は民衆へ強烈に訴えかけたのである。こういふ行動はアテナイの政治家にとって何ら珍しいものではない。前古

典期、古典期を通して見られる通常のパターンである。拙稿「四八〇年代のアテナイ」七〇—七二ページ。

⑦ *Alh. Pol.* 19. 3. なお、この事件の年代は五二三年とされたところであらう。

⑧ V. Ehrenberg, *Origins of Democracy, Polis und Imperium*, Zurich 1965, 286-296.

⑨ アリストテレス (*Politica* 1318 b 17-20) は、農民は政治に参与するよりもむしろ自らの仕事を樂しむと述べ、その理由づけとして一般的に次の様に言っている。「ところがは多くの人々は榮譽よりも、むしろ利得を欲するからである。ここに証拠がある、すなわち彼らが仕事をすることを妨げたり何かを奪取したりするものがなければ、昔の僭主制をも我愛したものだし、現に寡頭制をも我愛しているのである。」(山本光雄訳)

⑩ D. Kagan, *The Enfranchisement of Aliens by Cleisthenes*, *Historia* 12, 1963, 46. 444. *Alh. Pol.* 13. 5.  $\sigma$  diapsephismos にクレイステネスの「市民権賦与」を結び付け、diapsephismos によって市民権を奪われた人々にその再賦与をクレイステネスが約束し、それによってその人々の支持を得た、とする考え方もありうる。

⑪ 詳しくは馬場恵二「アテナイにおける市民権と市民権評称」、秀村・三浦・太田編『古典古代の社会と思想』岩波書店、昭和四四年、一四七—一五四ページ。

⑫ Wade-Gery, *CQ* 27, 25-26.

⑬ *op. cit.*, 38.

⑭ *Hdt.* V. 77. 2.

⑮ Busolt, *Griechische Geschichte* II<sup>2</sup>, Gotha 1895, 442. 451. 〇六年春にクレイステネス。

⑯ M. Ostwald, *Nomos and the Beginnings of the Athenian Demo-*

*cracy*, Oxford 1969, 149-157.

⑰ *Hdt.* V. 72. 1; *Alh. Pol.* 20. 3.

⑱ 本章註⑥。

⑲ 本章註⑥。

⑳ クレイステネス自身、本当に危機意識を抱いたかと思つ、彼には確かにオポテュニストの側面がある。しかしそれはあくまでも一面に過ぎない。彼にあっては使命感と権力欲とが緊密に結合してゐるのである。そしてこの結合は偉大な政治家の条件である。

ヘロドトスによると、クレイステネスは権力を握るためには「如何なる手段も辞さない」(V. 82. 2)人物で、そのためには「歯牙にもかけなかつた民衆」(V. 89. 2)とも敢えて手を組んだといふことである。しかし、ヘロドトスには相當の誇張がある。ヘロドトスには個人的動機を強調し過ぎる面があるのと言つても可い。

近代の研究者は Sealey, *op. cit.*, 172-174; P. J. Bicknell, *Studies in Athenian Politics and Genealogy, Historia, Einzelschriften* 19, Wiesbaden 1972, 1-53; Lewis, *op. cit.*, 22-40. など、クレイステネスのオポテュニスト的一面を強調してゐる。自派を有利ならしむることが彼の改革事業の一つの目的だつた、といふのである。しかしこれらは、ルイスはともかく別として、他はいずれも説得力に欠ける。

㉑ *Alh. Pol.* 20. 1.  $\sigma$   $\phi$ íλος  $\alpha$ υ  $\tau$ ῶν  $\tau$ υβερνων はそのよゝなクレイステネス派の宣伝の残照であらう。また、ロズマン V. 74. 1. には「クレイステネスがいサロナスを僭主になつたやうにしてアテナイに向つて軍を率ゐた」とある。

㉒ *Alh. Pol.* (op. cit. 38)  $\sigma$  離れ revolutionary situation である。

㉓ *Hdt.* V. 69. 2; *Alh. Pol.* 20. 1. 444. *Alh. Pol.* 20. 1.  $\sigma$   $\alpha$ \nu\theta\eta\sigma\iota\alpha\iota\omega\varsigma  $\tau$ ῶν  $\kappa$ \lambda\eta\theta\epsilon\tau\omega\ν  $\tau$ υβερνων  $\alpha$ \nu\theta\eta\sigma\iota\omega\varsigma

#### 四

以上により、改革者クレイステネスの立場は凡そ明らかとなった。それを踏まえた上で、彼の改革事業を再検討することにしよう。先ずデーモス制。既に述べた様に、区はアテナイ市民を最底辺において包み込むものであった。それはアテナイ市民全体に国家生活に参与する可能性を与え、それを効率的に国家に組み込むものであった。そこには、国家は国民全体のものであってそこから疎外される者が生じてはならないとの配慮が働いている。それを端的に示すのが評議会の構成である。周知の様に、五百人評議會は区を基準として構成される。凡その人口比に依じて、評議員数が各区に割り当てられ、そこから評議員が選ばれる。即ち、如何なる区も、それがどのような辺境に位置しようと、どのような条件下にあらうと、人口に依じた評議員を確保し得る。その意味で、国政への平等な参加権を有するのである。これはアテナイの伝統的原理に基づき、かつそれを発展させたところの全国民統合の努力であり、同時に、政治に公共的性格を保障するものとなった。

イサゴラス派との闘争の中で、また僭主政末期の暴政を反省する中で様々の考慮が払われたことであろう。政権が一部の人に私された場合、それは恣意的支配に走りやすい。支配は法に則って行われねばならない。また、一部の人にのみ特権を与えるような体制は疎外者を生み不平分子を生ずる。その場合、党争が生じ、僭主政が成立しやすくなる。国家を全体に開き、それを階層的・地域的いずれの意味でも有機的に統合しなければならぬ。このような配慮の上に立って改革事業は成し遂げられたのであった。

部族の改革も区や評議會と同じ精神の下に行われている。部族はトリッテュスを媒介として、それぞれ区を包摂し、いわば国家組織の頂点をなすものであった。それはまた同時に、前述の様に、地域的対立を解消してアテナイ全体を統合するという狙いを有した。かつてアテナイでは地域的対立が一つの原因となって例の三党派鼎立関係が生じ、それが僭主政に導く結果となってしまったのだから。

クレイステネスによって創設されたいま一つの重要な制度たるオストラキスマスも、やはり同じ精神の下に理解さるべきであろう。オストラキスマスは、本来、僭主政再現の防止を目的として作られたものであろう。従って、それは全国的な形で法治国家、公共の物としての国家を構築しようとするクレイステネス改革の精神にまさしく合致したものと見えよう。

クレイステネスの改革事業は国制の多くの面に亘るものであったから、上述以外の面に於いても何らかの改革は為されているかもしれない。民会とか裁判所、アレイオスパゴスの会議、アルコンその他の役職等々も何らかの変形を蒙っているかもしれない。しかしこれらはさほど大きな変革は受けていないだろう。クレイステネス改革の精神は保守的なものだったのだから。プラトリアや氏族の場合と同じ様に、クレイステネスはそれらに手を加える必要をあまり認めなかったのではないか。もっとも、この点は史料には何とも伝えられていないので断言は出来ないが、数年後の五〇一〇年に定められたとする評議員の誓約並びに將軍職に関する改革にクレイステネスが関係したかどうかは判らない。しかし、それがクレイステネスの精神に沿うたものであったことだけは確実である。

総括的に言うと、クレイステネスの国制はアテナイの伝統、いやもっと広く言ってギリシアのポリスの伝統に依拠しつつ、公共の物としての国家を構築する試みであった。そこでは恣意的な支配は否定され、統治は法に基いて行われる。国家公共の事は白日の下に曝され (*ἐν τῷ ἡέμερῳ*)、市民全体がそれに参加する資格を有するのである。このような国制を作り上げたという点で、それはソロンの仕事の継承であった。ただ、それはクレイステネスの場合、一層整備されている。クレイステネスの部族、区、評議会等、何れを取り上げてもソロンの場合よりも制度的に整ったものとなっている。ポリスの公共的性格が更に強化されている。それはソロンの国制を受け継ぎ、更に発展させたものといえよう。その意味でそれは「ソロンの国制よりも遙かに民主的となった」<sup>③</sup>のである。

ただ、ここで念のため付け加えておくが、全市民に政治参加への権利が保証されたといっても、普通の市民が日常的に

その権利を行使したということではない。平常時には政治の実際の運用は実質的には上層の有力者に委ねられるといった結果になったろう。クレイステネスは全員の政治参加のための枠組、形式を整えただけのことであった。それは形式的平等の確立であって、実質的な意味での平等化の試みは行われていない。その意味で、それは穩健民主政と名づけらるべきであろう。

既に強調したように、クレイステネスは急激な改革を一切為していない。それは極めて穩健、中庸を得た地味なものであって、無理は一切行っていない。ここに永続の秘密がある。クレイステネスの作り上げた国制は四一年の寡頭派の革命に到る迄、実に百年の間、重大な挑戦を一度も受けていない。その間、高度に安定している。ペロポネソス戦争中の衆愚政治はともかく別とすると、古典期のアテナイの政治はクレイステネス体制の下で動いている。それはアテナイ民主政治の基盤を提供したのであって、その意味で、クレイステネスは「民主政治を確立した」のである。実に彼は当時のアテナイにその最も必要とするところを与えたのみならず、長期的視野に立って事態を把握し、その認識を實地に適用することのできた人であった。この点流石に偉大な政治家であり、名門出身の名に恥じないものといえよう。

① ただし Kleidemnos F. 8. 及 5 Androktion F. 5. (Jaobry)。両断片とも問題が多数。

② *Ath. Pol.* 22. 2.

③ 第一章註②。

④ 後世、クレイステネスがソロンなどの蔭に隠れてさほど有名になら

なかったのはこのあたりに原因があるのだろう。

⑤ 拙稿「エピアルテス」、一七一―一八ページ。「四八〇年代のアテナイ」、七四ページ。

⑥ 第一章註②。

## 結

クレイステネス改革はアテナイ史の中でどのように位置づけられてきたであろうか。今日行われている見方を図式化して言うと、アテナイ史とは絶えざる民主化の過程である。アテナイでは、当初、貴族が揺ぎなき支配を誇っていたが、や

がてそれは弱まる。他方、ソロン改革、ペイシストラトス僭主政などを経て民衆の力が徐々に強まって来る。このような民衆が自らの力を自覚して、貴族に対して優位に立つようになったのがクレイステネス改革であり、ここに民主政治は実現された。この時点では未だ貴族の勢力は根強かったが、それは次第に衰えていき、民衆の前に完全に排除されていく。こうして成立するのが過激民主政である。およそこのような図式が、やはり今日アテナイ史を論ずる者の考え方の背後にある。アテナイ史を首尾一貫<sup>①</sup>、発展史的に把握しようというわけである。

ところで、このような見方はクレイステネス改革には妥当しない。そこには民衆が「貴族」の勢力を排除しようとした形跡が存しないのだから。それは民衆の興隆なるものを背景にして行われたのではない。寡頭政樹立を目論んだグループとか、僭主派の残党とかいった一部の異端者に対して、アテナイ古来の原理に依りつつ、全国的な形で行われた改革なのである。それは特定の階層の利益を代表するものではなかった。

クレイステネス改革に限らず、一般にアテナイ史には「貴族派」と「民主派」との抗争、「貴族」に対する民衆の勝利という形では理解出来ない事柄が余りにも多過ぎる。五世紀といえども、民衆が勝利して文字通りの民衆の支配が実現したのではない。前古典期に「貴族」がポリスを手中に納めていたのでもない。概してギリシアのポリスとは一部の支配層に独占されるものではない。それは「公共の物」として、建前上、全市民に公開される。このようなポリスの公共的性格は既にホメロスに明瞭に現われている。我々の取り扱うギリシア史を最初から最後まで一本の太い線となって流れているのである。従来は余りにも発展的見方が強すぎた。貴族政から民主政への一直線の発展(若しくは退化)という見方は修正されなければならない。

① とは言っても、ヘレニズム時代、ローマ支配下の時代まで考慮に入  
れられているわけではないが、また、このような発展論がアテナイ以  
外のポリスに適用されたことがあったろうか。

② 藤縄謙三「ギリシアの英雄叙事詩の社会的基盤(上)」、『史学雑誌』

七三編八号、昭和三九年、二七—三〇ページ。同「ポリスの成立」、  
岩波講座世界歴史1、一九六九年、四三六、四五七—四五八ページ。

(京都大学研修員)

# Die Reformen des Kleisthenes

von

Osamu Shibakawa

Wie sind die Reformen des Kleisthenes aufzufassen in der athenischen Verfassungsgeschichte? In der Forschungsgeschichte gelten sie im allgemeinen als Begründung der athenischen Demokratie. Dann, aber, warum Demokratie? Das ist nicht leicht zu beantworten. Denn die kleisthenischen Reformen brachten mit sich nicht sofort die Herrschaft des Volks. Vielmehr trachteten sie nach dem Wiederaufbau des Staates als *res publica*. Die Griechen betrachteten ihre Polis nicht als Eigentum des kleinen Herrscherkreises, sondern als Gemeingut, an dem grundsätzlich alle teilnahmen. Kleisthenes' Verfassung war die Verwirklichung derartigen Staatsgedankens.

*Ho Hsin-yin* 何心隱; The Deviation from the Orthodoxy 名教

by

Noriko Mori

A heretic, *Ho Hsin-yin* 何心隱 who is a philosopher of *T'ai-chou* school 泰州派 was executed at the end of Ming Dynasty. The cause of his death, in a word, is his anti-authoritarian activities and his arguments which deviated from the Orthodoxy 名教. Particularly the thought scorned by all was his affirmation of the desire. That is, he acknowledged the activeness of mind such as “*I pi ku wo*” 「意必固我」 and regarded the desire as the inevitable mental quality. It can be said that this affirmation of the desire is logically concluded from the disclosure of the theme, “mind is principle” 「心即理」 against the background of the brisk commercial economics at that time.

Pursuing the unique studies and learning by discussion, he based his arguments on “things”. Therefore he can be regarded as a precursor of *Yen Yüan* 顏元 who advocated Anti-Neo-Confucianism 反理学, al-